

は洵に驚き入つて居る。(中略)自家を救ふものは家人であらねばならぬ如く、吾々は自國の國難打開は我國民自身の發奮努力に待たねばならぬ。それには先づ在郷軍人各位の献身的、七生報國的發奮に依て全國民の精神的、物質的に結晶する國力の充實を圖り、以てこの國難を突破して國運を回轉し、帝國日本の主張と正義とを四海に光被せねばならぬ。それには又從來國民が苦しみ抜いて居る積弊醜成の淵源たる、大小の政治に參與する代議員の素質を純良ならしむより始めねばならぬ。國家本位國民本位の大抱負を懷き、その實現の爲には、軍人が戰場に立て、一死以答君恩、なる覺悟の下に奮戦する如き志士が得られれば、如何に國民が慷慨悲憤しても努力奮闘を續けても萬事休すであつて、國利民福も國難打開も非常時切抜けも出来るものではない。故に國民は最早やこの邊で從來の積弊に苦しみたる苦き經驗に目醒めて、自己の有する一票が、如何に力強く物を言ふかに思を及ばすと同時に、本統の選良を選び、眞の代表議員を擧げることが君國に對する至忠至善であることの信念を把持し、選舉權行使の大切なること及びそれを公正神聖に行使用する如く、指導誘掖することの更に切要重大であることを知らねばならぬ。

元來本會會員が國民の一員として政治的意識を高め、選舉權の行使に關してもその好模範を郷黨に垂れることは忠良なる臣民として當然且つ必要の義務でないかと思ふ。(中略)在郷軍人個人としては、政治は勿論その他一般國民として爲さねばならぬ總てに參し忠良なる臣民としてこの務を盡さねばならぬのであつて左記大正十二年十一月十日下し賜はりたる精神作興に關する詔書の二節

「二己ノ利害ニ偏セスシテカラ公益世務ニ竭シテ國家ノ興隆ト民族ノ安全社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ」

との大御心を奉戴し純然たる國民の一員としてその公權を正行し累を本會に及ばざる、所に判然たる區別を保持し良兵良民たるの義務を完うし、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべきであると思ふ。

即ち松村前徵募課長の在郷軍人は一個人としても政治に關與するは、望まじからずと言ふが如き解釋は單なる老婆心より在郷軍人の平安を欲したるものに過ぎずして、合法的立論にあらず。又國家の事態を正視したる意見にあらずと信ず。従つて亦陸軍當局の眞意にあらざること勿論なり。蓋し松村大佐と雖も國家の與へたる公民權を抑制し良民たる活動の道を封じ、且つ自身現役軍人として政治干渉を敢てする筈なければなり。

即ち在郷軍人は此の理義明瞭なる合法的解決の下に深き信念と自覺とを以て、國民當然の義務を遂行すべく斷々乎として政治救國に進進すべきなり。然れども吾人ほ之れが爲めに在郷軍人會員たるの責務を閑却放棄せんことを慫慂するものに非ず。否反對に吾人は在郷軍人が國防の爲め、緊要缺くべからざる團體たるを認むると同時に他方此會が政治的色彩を帯ぶるの危険を恐るゝものなり。故に在郷軍人は軍人會員としては益々同會の趣旨充足に努め苟くも會内の結束を柔すが如きことなきに注意すると共に、他方個人としては、政治救國を抱負とする我明命會に参加し、以て軍人會員として爲し能はざる政治方面に於て其良民たる責務を盡すの最も切要なるを信ずるものなり。

茲に吾人は再び在郷軍人諸君に向つて忠良の臣民たる活動の爲め、明倫會に参加し、その至誠を傾盡せんこと